

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鹿児島県言語聴覚士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、県民の保健・医療・福祉・教育の増進に寄与することを目的とし、言語聴覚士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めると共に、言語聴覚障害学及び言語聴覚療法の普及・発展を図る。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚療法を通じて、県民の保健・医療・福祉・教育の増進に寄与する事業
- (2) 言語聴覚士の職業倫理及び社会的責務並びに知識・技術の向上に関する事業
- (3) 教育機関に協力し、言語聴覚療法の資質の向上に寄与する事業
- (4) 言語聴覚療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連携及び協力に関する事業
- (6) 言語聴覚士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第2条の規定による言語聴覚士の免許を有する者であって、当法人の目的に賛同し入会した個人

- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 言語聴覚障害学領域に対して多大な功績のあった者で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た個人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

但し、名誉会員はその限りではない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 正会員が言語聴覚士の免許を取り消されたとき
- (7) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第10条 正会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。但し、退会する年度までの未納会費を清算しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金 品は、返還しない。

### 第 3 章 社員総会

(種類)

第 13 条 当法人の社員総会は、一般法人法に定める社員総会とし、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 14 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 社員総会は、一般法人法に定める事項並びにこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算報告の承認
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前号に定めるもののほか、一般法人法に定める事項及びこの定款に定める事項

2 社員総会においては、第 17 条第 3 項の書面に記載した議題以外の事項は、決議の対象とすることができない。

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後の翌日から 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(招集)

第 17 条 社員総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、一般法人法第 38 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、毎事業年度末日現在における正会員数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に定める事項及びこの定款に定めるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 前項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

(議決権の代理・書面による行使等)

第 21 条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は磁気的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は磁気的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決す

る旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面による議決権行使者又は代理人による議決権行使者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第 4 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 23 条 当法人に次の役員をおく。

- 理 事 11 名以上 18 名以内  
監 事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、17 名以内を執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第 24 条 理事は、正会員の中から、社員総会の議決によって選任する。ただし、理事会が推薦し、社員総会の決議を経て正会員以外の学識経験者等から選任することができる。

2 理事会において、代表理事及び執行理事を選定する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会において、第 2 項で選任された執行理事の中から、副会長及び事務局長、常任理事を選定する。ただし、副会長は 2 名以内、事務局長 1 名、常任理事は 12 名以内とする。

5 監事は、正会員の中から、社員総会の議決によって選任する。ただし、理事会が推薦し、社員総会の決議を経て会員以外の学識経験者等から選任することができる。

6 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

7 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様

とする。

- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し当法人の業務を執行する。また会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序でその職務を代行する。
- 4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、会長及び常任理事以外の理事から、業務を分担執行する者を選定することができる。
- 6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、常任理事及び第5項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事会が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第27条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、上限は3期とする。

- 2 会長、副会長、事務局長に関しては、再任を妨げない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 役員は、次の各号のいずれかに該当する時は、社員総会において、理事については、出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、監事については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めるとき

(役員報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定
- (3) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、事務局長、常任理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第33条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第16条第1項第5号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合

及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対し、その通知をしなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第36条 理事会は、理事の現在員数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事としての決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第41条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一

般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行を斟酌しなければならない。

(財産の管理・運用)

第 42 条 当法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、社員総会の決議に基づき、予算成立の前日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びに、これらの附属明細書（以下 計算書類という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会に報告しなければならない。

2 当法人は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(帳簿)

第 45 条 当法人は主要簿及び補助簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。財務諸表、会計帳簿、収支予算及び収支計算書は最低 10 年間保存しなければならない。

(長期借入金)

第 46 条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第 48 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 49 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定める事由のほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 50 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 51 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問)

第 52 条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は専門的な事項に関して必要な事項を助言することを職務とし、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

## 第9章 事務局

(事務局の設置など)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員をおく。
- 3 重要な職員は会長が理事会の承認を得て任免する。